

高松市・塩江町合併協議会 第6回会議

附属資料

目次

1	「地方税の取扱いについて」に関する資料（協議第8号資料）	1 ~ 10
2	「都市提携について」に関する資料（協議第9号資料）	11 ~ 13
3	「電算システム事業について」に関する資料（協議第10号資料）	14 ~ 17
4	「広聴広報事業について」に関する資料（協議第11号資料）	18 ~ 23

協議第8号資料

「地方税の取扱いについて」に関する資料

個人市・町民税について	2
法人市・町民税について	3
固定資産税について	4
軽自動車税について	5
市・町たばこ税について	6
特別土地保有税について	7
入湯税について	8
事業所税について	9
納税関係について	10

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	個人市・町民税	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 市 町
1 納税義務者	1月1日現在、市内に住所を有する個人均等割 + 所得割 1月1日現在、市内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、市内に住所を有しないもの均等割	高松市と同じ。 高松市と同じ。
2 均等割	税率(標準税率) 市民税 2,500円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 315,000円 + 216,000円	税率(標準税率) 町民税 2,000円 県民税 1,000円 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 280,000円 + 192,000円
3 所得割	税率(標準税率) ・200万円以下の金額 3% ・200万円を超える金額 8% ・700万円を超える金額 10% 非課税基準 控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数 × 350,000円 + 360,000円	高松市と同じ。 高松市と同じ。
4 申告書提出期限	・個人申告書.....3月15日	高松市と同じ。
5 納期	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 12月1日から12月31日まで ・特別徴収 毎月(6月～翌年5月)	・普通徴収 第1期 6月1日から6月30日まで 第2期 8月1日から8月31日まで 第3期 10月1日から10月31日まで 第4期 1月1日から1月31日まで ・特別徴収 高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率が異なっている。 ・均等割の非課税基準が異なっている。 ・納期(普通徴収の第4期)が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 ・均等割の非課税基準及び納期については、高松市に統一する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。 ただし、均等割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																															
分類	法人市 町民税																																															
	現 況																																															
項目	高 松 市	塩 江 町																																														
1 納税義務者	市内に事務所又は事業所を有する法人 ……均等割 + 法人税割 市内に寮、宿泊所、その他これらに類する施設を有する法人で、市内に事務所又は事業所を有しないもの ……均等割 市内に事務所、事業所又は寮等を有する法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの ……均等割 (収益事業を行うものは均等割 + 法人税割)	高松市と同じ。																																														
2 税率	均等割 (制限税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td style="text-align: center;">492</td> <td style="text-align: center;">3,600</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td style="text-align: center;">492</td> <td style="text-align: center;">2,100</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td style="text-align: center;">192</td> <td style="text-align: center;">480</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td style="text-align: center;">156</td> <td style="text-align: center;">180</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td style="text-align: center;">60</td> <td style="text-align: center;">144</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">60</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	492	3,600	10億円を超え50億円以下	492	2,100	1億円を超え10億円以下	192	480	1千万円を超え1億円以下	156	180	1千万円以下	60	144	上記以外の法人等	60		均等割 (標準税率) (単位:千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資本等の金額</th> <th colspan="2">従業者数</th> </tr> <tr> <th>50人以下</th> <th>50人を超える</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50億円を超える</td> <td style="text-align: center;">410</td> <td style="text-align: center;">3,000</td> </tr> <tr> <td>10億円を超え50億円以下</td> <td style="text-align: center;">410</td> <td style="text-align: center;">1,750</td> </tr> <tr> <td>1億円を超え10億円以下</td> <td style="text-align: center;">160</td> <td style="text-align: center;">400</td> </tr> <tr> <td>1千万円を超え1億円以下</td> <td style="text-align: center;">130</td> <td style="text-align: center;">150</td> </tr> <tr> <td>1千万円以下</td> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: center;">120</td> </tr> <tr> <td>上記以外の法人等</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">50</td> </tr> </tbody> </table>	資本等の金額	従業者数		50人以下	50人を超える	50億円を超える	410	3,000	10億円を超え50億円以下	410	1,750	1億円を超え10億円以下	160	400	1千万円を超え1億円以下	130	150	1千万円以下	50	120	上記以外の法人等	50	
	資本等の金額		従業者数																																													
50人以下		50人を超える																																														
50億円を超える	492	3,600																																														
10億円を超え50億円以下	492	2,100																																														
1億円を超え10億円以下	192	480																																														
1千万円を超え1億円以下	156	180																																														
1千万円以下	60	144																																														
上記以外の法人等	60																																															
資本等の金額	従業者数																																															
	50人以下	50人を超える																																														
50億円を超える	410	3,000																																														
10億円を超え50億円以下	410	1,750																																														
1億円を超え10億円以下	160	400																																														
1千万円を超え1億円以下	130	150																																														
1千万円以下	50	120																																														
上記以外の法人等	50																																															
	法人税割 (制限税率) 法人税額の14.7%	法人税割 (標準税率) 法人税額の12.3%																																														
3 申告納付期限	中間申告 事業年度開始の日以後、6月を経過した日から2月以内 確定申告 事業年度終了の日の翌日から2月以内 均等割法人 4月30日	高松市と同じ。																																														

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
税率 (均等割, 法人税割) が異なっている。

対 応 策
税率 (均等割, 法人税割) については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。

調 整 案
高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	固定資産税	
現況		
項目	高松市	塩江市町
1 納税義務者	1月1日現在での土地、家屋及び償却資産の所有者	高松市と同じ。
2 課税標準	・土地、家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替え(土地は価格修正の特例あり) ・住宅用地の課税標準の特例 200㎡を超えるもの 評価額の3分の1 小規模住宅用地(200㎡以下) 評価額の6分の1 ・賦課期日における価格(償却資産)	高松市と同じ。
3 税率	100分の1.4(標準税率) 都市再開発法に係る耐火建築物は100分の1.12%	高松市と同じ。 は適用していない。
4 免税点	・土地 30万円未満 ・家屋 20万円未満 ・償却資産 150万円未満	高松市と同じ。
5 評価方法	土地 ・宅地 市街地宅地評価法(路線価方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 ・市街化区域農地 近傍地比準方式 家屋 ・木造家屋及び非木造家屋の区分に従い、各個の家屋について部分別に評点数を付設し、当該評点数を一点当たりの価額に乗じて算出する方法 償却資産 ・取得価額又は期末帳簿価額を基礎として、耐用年数に応じた減価残存率を乗じて評価額を求める方式	土地 ・宅地 その他の宅地評価法(標準宅地比準方式) ・一般農地 標準地比準方式 ・一般山林 標準地比準方式 ・原野 近傍地比準方式 ・雑種地 近傍地比準方式 家屋 高松市と同じ。 償却資産 高松市と同じ。
6 納期	第1期 4月1日から4月30日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 11月1日から11月30日まで	第1期 5月1日から5月31日まで 第2期 7月1日から7月31日まで 第3期 9月1日から9月30日まで 第4期 12月1日から12月25日まで

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題
・宅地の評価方法が異なっている。 ・第1期及び第4期の納期が異なっている。

対応策
・宅地の評価方法については、一部、路線価方式を採用する。 ・第1期及び第4期の納期を合併年度から高松市に統一する。

調整案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い																																																																	
分類	軽自動車税																																																																	
項目	現	況																																																																
	高松市	塩江町																																																																
1 納税義務者	賦課期日現在の原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車（農耕作業用等）、2輪の小型自動車の所有者。 ただし、所有権留保による割賦販売の場合は、同車両の使用者。	高松市と同じ。																																																																
2 税率	標準税率（50cc以下、ミニカー） 制限税率（上記以外の車種）	標準税率（全ての車種）																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下 1,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下 1,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー 2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪 2,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪 3,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用営業用 6,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用自家用 7,800円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 3,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物自家用 4,300円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら雪上を走行するもの 2,600円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの 1,700円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの 5,100円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの 4,300円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率（年額）	原動機付自転車	50cc以下 1,000円		50ccを超え90cc以下 1,300円		90ccを超え125cc以下 1,700円		ミニカー 2,500円	軽自動車	2輪 2,600円		3輪 3,400円		4輪以上		乗用営業用 6,200円		乗用自家用 7,800円		貨物営業用 3,400円		貨物自家用 4,300円		専ら雪上を走行するもの 2,600円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,700円		その他のもの 5,100円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの 4,300円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>車種</th> <th>税率（年額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>50cc以下 1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>50ccを超え90cc以下 1,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>90ccを超え125cc以下 1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ミニカー 2,500円</td> </tr> <tr> <td>軽自動車</td> <td>2輪 2,400円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3輪 3,100円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>4輪以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用営業用 5,500円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>乗用自家用 7,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物営業用 3,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貨物自家用 4,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>専ら雪上を走行するもの 2,400円</td> </tr> <tr> <td>小型特殊自動車</td> <td>農耕作業用のもの 1,600円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他のもの 4,700円</td> </tr> <tr> <td>2輪の小型自動車</td> <td>250ccを超えるもの 4,000円</td> </tr> </tbody> </table>	車種	税率（年額）	原動機付自転車	50cc以下 1,000円		50ccを超え90cc以下 1,200円		90ccを超え125cc以下 1,600円		ミニカー 2,500円	軽自動車	2輪 2,400円		3輪 3,100円		4輪以上		乗用営業用 5,500円		乗用自家用 7,200円		貨物営業用 3,000円		貨物自家用 4,000円		専ら雪上を走行するもの 2,400円	小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,600円		その他のもの 4,700円	2輪の小型自動車	250ccを超えるもの 4,000円
車種	税率（年額）																																																																	
原動機付自転車	50cc以下 1,000円																																																																	
	50ccを超え90cc以下 1,300円																																																																	
	90ccを超え125cc以下 1,700円																																																																	
	ミニカー 2,500円																																																																	
軽自動車	2輪 2,600円																																																																	
	3輪 3,400円																																																																	
	4輪以上																																																																	
	乗用営業用 6,200円																																																																	
	乗用自家用 7,800円																																																																	
	貨物営業用 3,400円																																																																	
	貨物自家用 4,300円																																																																	
	専ら雪上を走行するもの 2,600円																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,700円																																																																	
	その他のもの 5,100円																																																																	
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの 4,300円																																																																	
車種	税率（年額）																																																																	
原動機付自転車	50cc以下 1,000円																																																																	
	50ccを超え90cc以下 1,200円																																																																	
	90ccを超え125cc以下 1,600円																																																																	
	ミニカー 2,500円																																																																	
軽自動車	2輪 2,400円																																																																	
	3輪 3,100円																																																																	
	4輪以上																																																																	
	乗用営業用 5,500円																																																																	
	乗用自家用 7,200円																																																																	
	貨物営業用 3,000円																																																																	
	貨物自家用 4,000円																																																																	
	専ら雪上を走行するもの 2,400円																																																																	
小型特殊自動車	農耕作業用のもの 1,600円																																																																	
	その他のもの 4,700円																																																																	
2輪の小型自動車	250ccを超えるもの 4,000円																																																																	
3 賦課期日	4月1日	5月1日																																																																
4 納期	5月1日から5月31日まで	5月11日から5月31日まで																																																																

部会名	企画財政
-----	------

問題点・課題	<ul style="list-style-type: none"> 税率が異なっている。 賦課期日が異なっている。 納期が異なっている。
--------	--

対応策	<ul style="list-style-type: none"> 税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、激変緩和措置を講じる。 賦課期日及び納期については、合併年度から高松市に統一する。
-----	--

調整案	<ul style="list-style-type: none"> 高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。
-----	---

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政
分 類	市 町たばこ税			
		現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町	問 題 点 ・ 課 題	
1 納税義務者	市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者	高松市と同じ。		
2 課税標準	売り渡し本数	高松市と同じ。		
3 税率	平成 15年 6月 30日まで ・1,000本につき 2,668円 ・旧 3級品 (エコー、わかば、しんせい等)については 1,000本につき 1,266円 平成 15年 7月 1日から ・1,000本につき 2,977円 ・旧 3級品は 1,000本につき 1,412円	高松市と同じ。		
4 申告納付期限	当月の売り渡し分について、翌月末日まで	高松市と同じ。		
			対 応 策	
			調 整 案 高松市の制度に統一する。	

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	特別土地保有税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日において基準面積(5,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) 1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) 1月1日において当該土地の取得をした日以後10年を経過したものについては適用しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 1月1日において基準面積(10,000㎡)以上の土地を所有する者(保有) 1月1日又は7月1日前1年間に基準面積以上の土地を取得した者(取得) は高松市と同じ。
2 課税標準	<ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額 	高松市と同じ。
3 税率	<ul style="list-style-type: none"> 土地の保有に係るもの 100分の1.4 土地の取得に係るもの 100分の3 	高松市と同じ。
4 税額	<p>保有分</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額×税率 - その土地の固定資産税額相当額 <p>取得分</p> <ul style="list-style-type: none"> 土地の取得価額×税率 - その土地の不動産取得税額相当額 	高松市と同じ。
5 免税点	5,000㎡未満	10,000㎡未満
6 申告期限	<ul style="list-style-type: none"> 土地の保有に係るもの 5月31日 土地の取得に係るもの <ul style="list-style-type: none"> 1月1日前1年以内の取得者 2月末日 7月1日前1年以内の取得者 8月31日 	高松市と同じ。
参 考	<p>平成15年度税制改正により、15年度以降保有分及び取得分とも、新たな課税は実施しないこととされた。</p> <p>ただし、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡又は免除土地予定地として、徴収猶予中の納税義務者については、免除されない。</p>	

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> 特別土地保有税は、平成15年度から凍結されている。 基準面積、免税点が異なっているが、塩江町では過去に課税したことがないので、問題点なし。

対 応 策

調 整 案

行政制度等現況調書・調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	入湯税	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 納税義務者	鉱泉浴場における入湯客 (特別徴収義務者: 鉱泉浴場の経営者)	高松市と同じ。
2 税率	入湯客1人1日につき150円(標準税率)	入湯客1人1日につき100円
3 課税免除	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下の者又は年齢12歳未満の者 ・一般公衆浴場又は共同浴場に入湯する者 ・利用料金が1,000円以下の鉱泉浴場施設に日帰りで入湯する者 ・学校が行う修学旅行その他の行事に参加している者 ・前各号に掲げる者のほか、公益上の理由により市長が特に認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢12歳未満の者 ・共同浴場、公衆浴場に入湯する者 ・塩江町老人福祉センター(奥の湯温泉)において入湯する者のうち満65歳以上の老人及び塩江町内に住所を有する身体障害者でその障害の程度が4級以上の者 ・行基の湯において入湯するもののうち、塩江町に住所を有する者 ・前各号に掲げる者を除くほか、町長が特に認めた者
4 申告等	特別徴収義務者が、毎月分を翌月15日までに申告納入	高松市と同じ。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・税率が異なっている。 ・課税免除の基準が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・税率及び課税免除の基準については、高松市に統一する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い		部 会 名	企画財政
分 類	事業所税			
	現 況			
項 目	高 松 市	塩 江 市 町		
1 納税義務者	・市内の事業所等において事業を行う法人又は個人資産割、従業者割	賦課していない。	問 題 点 ・ 課 題	
2 課税標準	資産割事業所床面積 従業者割従業者給与総額		・塩江町には、新しい課税となるため、 新規課税事業所が生じる。	
3 税率	資産割 1㎡につき 600円 従業者割従業者給与総額の 100分の0.25		対 応 策	
4 免税点	資産割事業所床面積 1,000㎡以下 従業者割従業者数 100人以下		・合併年度及びこれに続く 5年度に限り、 激変緩和措置を講じる。	
5 申告納付	法人事業年度終了の日から 2月以内 個人翌年の 3月15日まで		調 整 案	
			・高松市の制度に統一する。 ただし、合併年度及びこれに続く 5年度 に限り、課税を免除する。	

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	9 地方税の取扱い	
分類	納税関係	
現 況		
項 目	高 松 市	塩 江 町
1 納期前納付に対する報奨金	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 0.5 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 前納時期 第1期の納期の末日まで 交付限度額 各期ごとの税額が10万円まで 適用税目 市・県民税(普通徴収)、固定資産税(土地・家屋・償却資産)</p>	<p>報奨金 $\text{納期前に納付した税額} \times 1 / 100 \times \text{納期前の月数}$ 高松市と同じ。 交付限度額 定めていない。 高松市と同じ。</p>
2 口座振替制度	金融機関と郵便局で可能 (平成11年度から実施)	金融機関と郵便局で可能 (平成12年度から実施)
3 滞納処分	高松市(納税課)において実施	徴収困難なものは、木田香川滞納整理組合に委託している。

部 会 名	企画財政
-------	------

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金の交付率及び交付限度額が異なっている。 ・滞納処分の実施機関が異なっている。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・報奨金は、交付率及び交付限度額を高松市に統一する。 ・滞納処分は、高松市が実施する。

調 整 案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の制度に統一する。

協議第9号資料

「都市提携について」に関する資料

国外都市との提携について	12
国内都市との提携について	13

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-1 各種事務事業の取扱い(都市提携)	
分類	国外都市との提携	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 都市名及び提携年月日	国外都市と提携 (姉妹都市) ・セント・ピーターズバーグ市(アメリカ) 昭和36年10月5日都市提携 ・トゥール市(フランス) 昭和63年6月3日都市提携 (友好都市) ・南昌市(中国) 平成2年9月28日都市提携	該当なし
2 交流事業	・各種交流活動を行うほか、市民レベルでの交流の促進に努めている。 ・姉妹・友好都市との盟約及び議定書の趣旨に則りお互いの都市の親善・友好を促進するため、親善代表団の派遣及び受入を行っている。 ・南昌市行政研修生を毎年1名受け入れているほか、セント・ピーターズバーグ市から高松第一高等学校英語科非常勤講師を1名招聘している。	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
塩江町では、国外での都市提携は締結していない

対 応 策

調 整 案
高松市の国外との都市提携については継続する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 1 各種事務事業の取扱い(都市提携)			
分類	国内都市との提携			
項目	高松市	塩江町		
1 都市名及び提携年月日	<p>国内3都市と提携 (姉妹城都市) 彦根市(滋賀県) 昭和41年8月15日都市提携 (親善都市) 水戸市(茨城県) 昭和49年4月13日都市提携 (友好都市) 矢島町(秋田県) 平成11年10月27日都市提携</p> <p>上記3市町のほか、都市提携は結んでいないが、高松町(石川県)とも交流を行っている。</p>	<p>国内1都市と提携 (友好都市) 枚方市(大阪府) 昭和62年2月20日都市提携</p> <table border="1"> <tr> <td>枚方市を介して、交流を行っている都市</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年 </td> </tr> </table>	枚方市を介して、交流を行っている都市	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年
枚方市を介して、交流を行っている都市	<ul style="list-style-type: none"> ・別海町(北海道) 昭和62年 ・中村市(高知県) 昭和62年 ・名護市(沖縄県) 平成9年 			
2 交流事業	<p>・3市(水戸市、彦根市、高松市)の親善と友好を深めることを目的に、3市が持ち回りで開催地となり、「3市の観光と物産展」を開催しており、高松市で開催する際には、矢島町、高松町を加えた3市2町の物産展として開催している。 矢島町で行われる「産業文化祭」に参加し、物産の実演販売を行っている。 各都市とのスポーツ(交歓野球大会等)交流事業を実施している。 各都市において開催されるまつり等のイベントに参加</p>	<p>・枚方市、北海道別海町、塩江町が共同で開催する物産展を、毎年11月に枚方市で開催している。 ・別海町と塩江町の中学生が毎年7月に、お互いの町を訪問している。(毎年交替) ・5市町において、友好を深めるために、各市町持ち回りで開催地となり、「友好都市サミット」を開催している。(2年に1回開催) ・枚方市と塩江町の小学生が毎年7月に、お互いの市町を訪問している。(毎年交替)</p>		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・提携先が異なっている。 ・提携に至った経緯が異なっている。 ・交流事業の内容が異なっている。 ・提携相手の合併問題も考慮する必要がある。 ・枚方市の意向確認が必要となる。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については継続する。 ・塩江町が都市提携を行っている枚方市については、提携先の意向等を確認し、今後のあり方を協議する。 ・塩江町が枚方市および別海町と実施している小中学生の相互訪問については、学校間(地域間)の交流事業としての継続も検討する。

調整案
<ul style="list-style-type: none"> ・高松市の都市提携については、継続する。 ・塩江町の都市提携(交流)については、交流先の意思等を尊重し、合併時までに、地域間交流等のあり方を含め、調整するものとする。

協議第10号資料

「電算システム事業について」に関する資料

システムの種類について	15
庁内LANの状況について	16
電算システムの統合について	17

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)		
分類	システムの種類		
項目	現		況
	高	松	市
システムの種類及び処理方法 (Microsoft Excel等のOAソフトウェアを活用しているものを除く)	人事管理	ごみ収集ステーション管理	住民記録 (委託)
	指定統計	粗大ごみ受付	介護保険システム (委託)
例規集検索	中小企業勤労者福祉共済	水田情報管理	国保(高額・高齢者・移動)システム (直営)
	市民意識調査	法定外公共物譲与(管理)	児童手当支給システム (直営)
財務管理	公用自動車管理	建築設計(CAD)	老人保健(高額・受給)システム (直営)
	墓園管理	土木積算	住民情報システム(証明発行・移動) (直営)
住民記録	住基ネットワーク	道路台帳図面管理	印鑑証明システム(登録・証明) (直営)
	法人市民税	市営住宅管理	住基ネットワーク (直営)
固定資産税(土地, 家屋)	下水道管理	水道台帳	水道収納業務 (委託)
	固定資産税(償却資産)	浄化槽登録管理	道路台帳 (委託)
家屋評価	自動出動(消防)	住民税	地図システム (委託)
	軽自動車税	画像伝送(消防)	固定資産税 (委託)
市県民税	上水道料金調定	軽自動車税	固定資産税 (委託)
	事業所税	配水コントロール	税収納管理 (委託)
収納管理	図面管理(水道)	地籍情報管理システム	地籍情報管理システム (直営)
	国民年金	学事情報	地籍情報固定資産税変換システム (直営)
国民健康保険	公共施設利用総合情報	財務会計システム(歳入歳出予算執行)	財務会計システム(歳入歳出予算執行) (直営)
	福祉医療	図書館管理	財務会計システム(給与計算) (直営)
介護保険	図書館蔵書検索	公債台帳	財務会計システム(給与計算) (直営)
	児童手当	農地基本台帳管理	選挙人名簿(住基) (委託)
児童扶養手当(特児)	不在者投票管理	医療事務システム(病院)	選挙人名簿(住基) (委託)
	保育料	会議録検索	医療事務システム(病院) (直営)
母子寡婦福祉金	全て直営	介護ケアプラン(病院)	介護ケアプラン(病院) (直営)
	障害者福祉	(=業務主管課導入)	給食支援システム(病院) (直営)
支援費	高齢者福祉	文書管理システム(庁内LAN接続)	給食支援システム(病院) (直営)
	生活保護	健康管理システム(保健センター)	文書管理システム(庁内LAN接続) (直営)
予防接種	市民病院院内医療情報	健康管理システム(保健センター) (委託)	居室介護システム(保健センター) (委託)
	自動車騒音面的評価	(=業務主管課導入)	健康管理システム(保健センター) (委託)

委託：
事業者の施設に機器を設置し、庁舎と回線で接続し運用しているもの
直営：
庁舎内に機器を設置し運用しているもの

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議によりシステムの改修が必要になる。 高松市のシステムと塩江町の対応するシステムとの間に互換性がない。 地籍情報管理等、塩江町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがある。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> 各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行う。 塩江町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換する。 当初からの統合を必要としないものについては、運用面に対応する。 塩江町のシステムのうち、高松市に対応するシステムがないものは必要な修正を加え使用する。

調整案
<p>高松市の電算システムに統合する。当初からの統合を必要としないものについては、運用等において適切に調整する。高松市に対応するシステムが存在しないものについては、塩江町のシステムに必要な改修を加え使用する。</p>

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-2 各種事務事業の取扱い(電算システム事業)	
分類	庁内LANの状況	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
接続拠点	<p>本庁舎 基幹：有線100Mbps、 フロア：光無線（一部有線）10Mbps 出先（施設内は有線、水道局のみ無線） 無線（3か所） 水道局（11Mbps） 女木出張所、女木診療所（150kbps） 有線放送専用回線1.2Mbps（1か所） 消防局（北消防署を含む） S T N E T専用回線64kbps～10Mbps（124か所） （平成17年度末には一部を除き10Mbps） 生涯学習センター，図書館，文化センター，美術館，高松第一高等学校，競輪局，中央卸売市場，市民病院，市民サービスセンター，女性センター，ボランティア・市民活動センター，玉藻公園，斎場公園，保健所，保健センター，下水道施設課，衛生処理センター，西部クリーンセンター，支所・出張所20か所，公民館（単独）19か所，保育所30か所，消防局出先11か所，水道局出先4か所，高松テルサ他21か所 N T Tダイヤル回線64kbps（82箇所） 小学校41か所，中学校18か所，幼稚園18か所，南部広域清掃センター他4か所</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>	<p>本庁舎 無線11Mbps、一部有線10Mbps</p> <p>出先（施設内は有線） 無線11Mbps（11か所、中継局2か所） 塩江支所、上西支所、塩江病院、保健センター、塩江美術館、奥の湯温泉、自然休養村センター、塩江中学校、安原小学校、塩江小学校、上西小学校 （平成16年度 2か所新設予定）</p> <p>外部接続 インターネット 住基ネットワーク 総合行政ネットワーク（LGWAN）</p>
住民情報系と内部情報系の分割	無	有
PC(端末)台数	<p>住民情報系 住民記録専用 20台 C S 端末 9台(専用LAN) 内部情報系 LAN接続 2079台（本庁内1236台，庁舎外843台） 財務会計2079台とも使用可能 上記のうち財務含む業務系専用端末 47台</p>	<p>住民情報系 9台（庁舎内 7台 庁舎外 2台） 内部情報系 LAN接続 69台(庁舎内55台 庁舎外14台) 財務会計 8台(庁舎内 5台 庁舎外 3台)</p>

部 会 名	総 務
-------	-----

問題点・課題
<ul style="list-style-type: none"> ・別々のネットワークであり、運用管理の体系が違う。 ・インターネット等の外部ネットワークへはそれぞれ別に接続している。 ・別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすい。

対応策
<ul style="list-style-type: none"> ・塩江町の全庁LANを高松市の全庁LANに組み込む。 ・外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。 ・統合に当たってはセキュリティ対策を講じる。

調 整 案
高松市の庁内LANに統合する。

合併に伴う電算システムの統合について

1 統合方式

既存のシステム(現高松市のシステム)をベースに、「片寄せ統合方式」により、高松市のシステムに統一する。

2 統合作業の流れ

事務事業統合協議(各業務主管課対応)

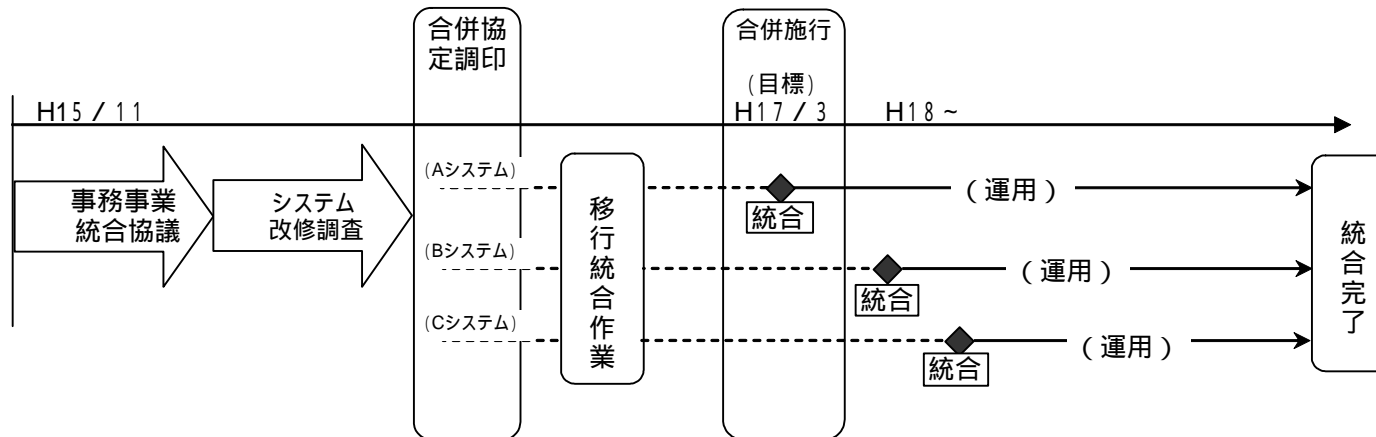
協議内容に情報システムの改修を要するものがあるかどうか点検する。
・必要に応じ情報システム課で相談を受ける。

システム改修調査…… を受けての改修が必要なシステムの把握

統合に向けたプログラム修正やデータ移行等の作業に着手するための準備
・プログラム修正について検討
・データ移行について検討
・機器・ネットワークの再構成について検討

移行統合作業(合併協定調印以降)……プログラム修正、データ移行など

統合完了



協議第 1 1 号資料

「広聴広報事業について」に関する資料

市（町）民相談事業について	19
広聴事業（その他）について	20
広報紙について	21
視覚障害者への広報について	22
ホームページについて	23

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)		
分類	市(町)民相談事業		
項目	高松市	塩江町	
1 相談内容及び実施日時	市民相談コーナーでの相談		
	相談種別・内容	実施日時	
	市政相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	一般相談	月～金曜日 8:30～17:00	
	専門相談	人権法律相談	毎週月曜日 10:00～15:00
		弁護士法律相談	毎週火曜日 第1・3木曜日 13:00～16:00
		司法書士法律相談	第2・4木曜日 13:00～16:00
		行政相談	毎週水曜日 10:00～15:00
		税務相談	第2金曜日 10:00～15:00
		戸籍相談	第3金曜日 9:00～16:00
		経営相談	年4回 13:00～16:00
		緑化相談	第2・4火曜日 9:00～16:00
		環境行政相談	第4金曜日 10:00～15:00
		消費生活相談	月～金曜日 8:30～17:00
		育児相談	月～金曜日 9:00～16:00
健康相談		月～金曜日 8:30～17:00	
他に各担当部署でさまざまな相談あり。 (母子、交通事故、農業相談など)			
相談の看板を掲げて会議室で実施しているもの			
相談種別・内容	実施日時		
行政相談	年11回実施 10:00～15:00		
一般相談	月～金曜日 8:30～17:00		
心配ごと相談	毎月7日(祝祭日は翌日) 10:00～15:00		
農地相談	毎月1回 9:00～12:00		
健康相談	月2回 9:30～15:00		
人権相談	毎月7日(祝祭日) 10:00～15:00		

部会名	総務
-----	----

問題点・課題
相談内容に相違がある。 開催回数が異なる。 開催場所について、市役所本庁まで来なければならず、高齢者等に不便をきたす恐れがある。

対応策
塩江町で行っている相談事業については、塩江町の住民の利便性等も考慮し、合同相談所を開設するなど、現行水準を下げないような方法での開催について検討する。

調整案
相談内容は高松市の制度に統一する。ただし、現在、塩江町において実施している相談事業については、住民サービスが低下しないように取り扱う。

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広聴事業(その他)	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 市(町)政モニター	市民参加の市政推進の一環として、それぞれ地域の問題や市政に関する考え方を、アンケートや提言文を通して分析したり、施設見学会や市長との意見交換会を開催するなど、結果を市政に反映させる。 原則として一般公募に応募した者の中から選出 活動期間.....約2年間	該当なし
2 市(町)政出前ふれあいトーク	市政のしくみや現在取組んでいる事業・施策・今後の検討課題について、管理職員等が地域へ出向いて説明し、理解と協力を得る。 また、地域の人々とのふれあいの中で、地域の実情を把握し、市民から出された意見・提言等を聴取し、市政に反映させる。	該当なし
3 市(町)長への提言	市民からの意見・要望などを聴取し、市政に反映させるため、手紙・電話・FAX・Eメールによる提言を受け付けるとともに、原則として個々に回答をさしあげている。	高松市と同じ

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策

調 整 案
高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調査・調整方針

協定項目	24-3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	広報紙	
	現 況	
項目	高 松 市	塩 江 町
1 発行回数(日)	毎月2回(1日、15日)発行	年6回発行
2 発行部数	126,500部	1,700部
3 規格	A4判 ・16ページ 年18回 ・8ページ 年6回	A4判 ・12ページ 年6回
4 配布先	全世帯、他市町	全世帯、他市町
5 配布方法	自治会を通じて各世帯に配布するほか、支所・出張所などの市の機関の窓口に設置(自治会未加入団体も10軒程度集まれば配送している。)	自治会を通じて配布
6 年度版の作成	広報たかまつ4月1日号から3月31日号までと高松市議会だよりを製本 20冊	該当なし
7 配布手数料	配布手数料として交付	一般的な補助金に含めて交付

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布方法において、塩江町では職員が仕分け・配送している。 ・ 塩江町の住民に対し、合併後の手続き方法や窓口などを十分に周知する必要がある。

対 応 策
<ul style="list-style-type: none"> ・ 配布世話人に対する配送委託先である運送会社や仕分けと出張所までの配送を委託しているシルバー人材センターの配送エリアと業務拡大により対応する。 ・ 合併後に「くらしのガイドブック」を塩江町の全世帯に配布する。

調 整 案
<p>広報紙の発行回数、配布方法などについては、高松市の制度に統一する。</p>

行政制度等現況調査 調整方針

協定項目	24- 3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	視覚障害者への広報	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 点字広報	発行回数:毎月1回(10日) 発行部数:100部 規格:B5判、20ページ 内容 広報紙から抜粋したものに下記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、財団法人香川県視覚障害者福祉協会に点訳を依頼 配布方法 点字広報と印字した封筒に入れ、郵送	該当なし
2 声の広報	発行回数:毎月1回(5日) 発行部数:100本 規格:60分カセットテープ 内容 広報紙から抜粋したものに上記の協会だよりなどを加えて職員が編集 作成 原稿を作成し、吹き込みとテープのダビングは(社)高松市有線放送電話協会に委託 配布方法 専用ケースに入れ、郵送(盲人用)	該当なし
3 テレホンブラウザシステム(もっと高松NAV)	市の携帯電話版ホームページ「もっと高松NAV」の情報を音声化し、電話で聞けたり、FAXで情報を簡単に取り出すことのできるシステム。視覚障害者や高齢者へのバリアフリーを進める。	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題
・現時点では、塩江町における点字広報と声の広報を希望する対象者が把握できていない。

対 応 策
・今後適当な時期に、塩江町の関係団体を通じ、あらかじめ希望の有無を照会することとする。

調 整 案
・高松市の制度に統一する。

行政制度等現況調書 調整方針

協定項目	24- 3 各種事務事業の取扱い(広聴広報事業)	
分類	ホームページ	
現 況		
項目	高 松 市	塩 江 町
1 内容	(トップページ) ・くらす(手続き、相談 他) ・あそぶ(観光 イベント 他) ・まなぶ(教育、文化 他) ・環境(ごみ、リサイクル 他) ・お知らせ 水源情報 市長室(提言、メッセージ 他) ・市議会(会議録の閲覧 他) ・市政、統計(広報、統計 他) ・市町合併 ・入札情報 ・メールマガジン	(トップページ) 行政案内(行政情報) 行政相談(各種相談) 施設予約 保健福祉 観光情報
2 メールマガもっと高松(メールマガジン)	発行日 毎月第1、3金曜日 登録者数 658人(H15.9.30現在) 内容 暮らしの知っ得情報 ・市長のひとりごと 文化かわら版 ・子ども情報 健康マル知情報 “こんなのあるよ” エコ倶楽部情報	該当なし

部 会 名	総 務
-------	-----

問 題 点 ・ 課 題

対 応 策
・メールマガジンの発行日や内容などについては、高松市の現行制度に統一するが、塩江町の特色ある独自情報を含めることとする。

調 整 案
・高松市の制度に統一する。